

中東情勢の変化等に関するお知らせ

- 埼玉県建設工事標準請負契約約款第26条第5項（単品スライド条項）について、工期末の2か月未満であっても請求を可能とするなど、弾力的な運用をいたします。
- 余裕期間設定工事の試行対象工事である場合は、余裕期間の範囲内で、工期の始期を任意に設定することができます。
- 資材の調達困難に起因する工期の延長について、施設管理者と調整しながら、協議に対応いたします。
- 代替品の活用など仕様変更の協議に対応いたします。